

大熊町 地域新電力事業パートナー募集 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

ビジョンの実現に向けては、地域で再生可能エネルギーの開発を進め、あるいは調達し、それを地域の需要家に供給することを通じて、脱炭素電源の地産地消を進めることが不可欠であり、その役割を担う地域エネルギー会社（以下、「地域新電力」という。）を早期に設立することが必要である。

そこで、大熊町における地域新電力を町との共同出資により設立することとなる、ゼロカーボンによる復興まちづくりを推進する企業（以下、「事業パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定することとした。本プロポーザルによって選定された事業パートナーは、別途仕様書で定める「大熊町地域新電力事業計画策定業務委託」により地域新電力の事業計画を策定し、町との協議の上、地域新電力を設立し、主たる事業運営の担い手として大熊町におけるエネルギー事業等を行うこととなる。

2 地域新電力の事業概要

（1）会社形態・資本構成等

①事業形態

地域新電力の事業形態は会社法上の株式会社とし、会社業第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

②出資金

地域新電力会社の出資金については、市況の不安定性等も見込んだ財務健全性を考慮して資本金額を検討する。出資割合については、町が51%以上を出資することを想定しており、提案時において出資者の出資構成が49%以下となるよう提案すること。なお、今後の検討により地域金融機関等の協力企業が出資に加わることも想定されることから、最終的な資本金額等については協議の上決定する。

③登記先

地域新電力の本店を福島県双葉郡大熊町内に設置し、設立登記を行うこと。

④事業利益

本事業で得た利益については、更なる再生可能エネルギーの電源開発の資金に充てるほか、大熊町の地域課題の解決に資する地域ビジネスに活用すること。そのため、事業開始から一定の期間は株主への配当を行わないことを想定しているが、一定期間経過後の

取り扱いについては協議の上決定する。

(2) 事業実施体制

地域新電力の経営については、市場や世間の変化に迅速かつ柔軟に対応し絶えずチャレンジしていくことが不可欠であることから、民間事業者である事業パートナーが中心となって行うこととする。事業パートナーは、今後設置する新会社へ社員を出向させ地域新電力事業の実務の中心的役割を担わせること。

(3) 町の協力事項

①電力調達

町は、町有施設の電力契約を地域新電力会社に切り替えるよう調整を行い、継続的に地域新電力からの電力調達を行うことに最大限協力する。また、町内需要家の地域新電力への切り替えについても、地方公共団体として可能な範囲で支援することとする。

②電源開発

地域新電力の自己電源を確保するため、町は必要な支援を行う。公共施設の屋根等における再生可能エネルギーの導入、促進区域の設定、地元調整その他の方法により、町内における再生可能エネルギーの導入が促進されるよう努め、電源調達の安定性を高め、地産地消率の向上に貢献することとする。

③人材支援

町は、地域新電力の持続的な経営を実現するため、担い手に関わる人材育成支援を行う。その手法については、任用職員としての派遣や、地域おこし協力隊等の国の人材支援制度その他の方法を今後検討し進めることとする。

3 事業パートナーに求める内容

(1) 事業パートナーが行う主たる業務

- ①法人設立業務（定款の作成、設立登記等）
- ②小売電気事業の登録業務（関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等）
- ③日本卸電力取引所（JEPX）への会員登録業務あるいは電力需給に関するバランスンググループへの加入に必要な全ての業務
- ④地域新電力会社の運営に関する各種業務

(2) 事業パートナーに求める内容

大熊町で設置する地域新電力には、エネルギー事業者としての持続的経営のみならず、町のゼロカーボンによる復興まちづくりの一番の推進力となることを期待する。そのため、町のゼロカーボン関連施策との調和はもちろんのこと、各種の地域振興施策との連携を進め

ながら事業を行うことが必要不可欠となる。こうした背景を踏まえ、以下の点を事業パートナーに求める。

(ア) 地域との一体性

事業パートナーは、地域の持続的な発展や自然環境との調和が企業経営にとって不可欠な社会的共通資本であるとの理念に基づき、大熊町の復興とともに取り組むパートナーとして、深く地域に根差し共に歩むこと。

(イ) チャレンジングかつ多様性のある企業文化

原子力災害からの復興、大きな転換期にあるエネルギー業界・技術、脱炭素社会に向けた急激な社会変革など、大熊町における地域新電力を取り巻く環境は不確実で常に変化している。こうした状況下では、常に先を見据えながら失敗を恐れず臨機応変にチャレンジを続けていくとともに、視野を広く持ち多様な考え方を取り入れながら企業経営を行っていくことが必要不可欠である。

(ウ) エネルギー事業のノウハウ

エネルギー事業は、生活に不可欠なインフラとしての信頼性・安定性を担保するため、技術的にも社会制度的にも高い専門性が求められる。事業パートナーには、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー事業に対するノウハウを求める。ただし、一社で全ての範囲をカバーするという発想ではなく、さまざまなプレイヤーと協力し相互補完していく考えを前提とすること。

4 プロポーザル参加の要件

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てが

なされている者

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされている者

ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、再生可能エネルギーの発電事業を行った実績あるいは電力小売事業に参加した実績を有すること。(2 以上の者が構成員となって結成した共同体として参加する場合には、構成員の代表者が本件を満たすこと)

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 企画提案の内容

地域新電力の設立に向けては、大熊町に根を下ろして事業を行うという覚悟の上に、大きく変化する最中のエネルギー市場・制度の状況の先を読みながら成長性と実現可能性が両立する事業計画を立てることが不可欠である。提案者は、大熊町ゼロカーボンビジョン及び別紙「大熊新電力事業構想」をよく読み込んだ上で、以下の内容について資料を作成すること。

(1) 提案内容

- ① 地域新電力の目的・役割・全体方針について
 - ・ゼロカーボンビジョンを踏まえて、大熊町が置かれた状況と町の復興のために必要だと考えることを記述し、その中で地域新電力を設置する目的、果たす役割について提案すること。
 - ・全国各地の地域新電力の事例・類型を踏まえながら、大熊町における地域新電力が目指すべき方向性について提案すること。
 - ・会社形態、出資者、出資割合、担い手その他の事業スキーム及び今後のスケジュールについて提案すること。
 - ・地域社会における地域新電力のあるべき姿に向かうために、こういった形で地域と関わっていくか、具体的に提案すること。
- ② 小売事業

・令和 2 年度下半期に生じた JEPX の取引価格高騰の原因分析を行った上で、そうした事態への対策について提案すること。

・大熊町が置かれた状況を踏まえて、電力小売事業の方針に関し、対象とする顧客、調達方法、需給管理方法等について提案すること。

③ 需給一体型再エネ導入事業

・再生可能エネルギーを効率よく導入していくためには、屋根太陽光等をはじめとする需要に近い場所で発電を行う需給一体型の手法が有効である。これらの需給一体型再エネ事業の方針に関し、事業スキーム等について提案すること。

④ 新規再エネ電源開発事業

・大熊町において、地域新電力の自主電源となり得る太陽光、小水力その他の新規の再エネ電源開発について提案すること。

⑤ 地域ビジネス事業

・シュタットベルゲ等も参考にしながら、地域新電力事業の事業範囲や強みを生かして、地域活性化に繋がるプラスアルファの事業構想について提案すること。

⑥ その他

・その他、地域新電力事業を通じてゼロカーボンによる復興まちづくりを推進するために必要な事項

6 応募手続き

(1) 全般的事項

①スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 3 年 5 月 12 日 (水)
質問受付期限	令和 3 年 5 月 19 日 (水) 午後 5 時まで
質問回答	令和 3 年 5 月 24 日 (月)
参加資格確認申請書提出期限	令和 3 年 5 月 26 日 (水) 午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 3 年 6 月 14 日 (月)
審査会 (プレゼンテーション)	令和 3 年 6 月 17 日 (木) 予備 : 18 日 (金) ※時間は別途通知
審査結果の通知	令和 3 年 6 月 18 日 (金) 以降

②様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要

様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

(2) 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(ア) 受付期限 令和3年5月19日(水)午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町ゼロカーボン推進課宛てに電子メールにより提出すると。電子メールの件名は「【質問書】大熊町地域新電力事業計画策定業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール: zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp (ゼロカーボン推進課宛)

(ウ) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和3年5月24日(月)までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

(3) 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(ア) 提出期限 令和3年5月26日(水)午後5時まで(必着)

(イ) 提出先 ゼロカーボン推進課

(ウ) 提出書類

- ① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)
- ② 会社概要(様式第3号)
- ③ 本要領4(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す実績を満たしていることを証する書類の写し
- ④ 提出方法 電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

(4) 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(ア) 提出期限 令和3年6月14日(月)午後5時まで(必着)

(イ) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課

(ウ) 提出書類

- ① 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4判とする)

- ②委託事業に係る経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）
- ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④会社概要（様式第 3 号）と直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑤守秘義務誓約書（様式第 4 号）
- ⑥業務実施体制書（様式第 5 号）
- ⑦定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）
 - ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 6 号）

(エ) 提出部数等

- ①提出書類それぞれにつき、印刷 1 部及び PDF データ
- ②その他、審査委員会用の PDF データとして、④会社概要（様式第 3 号のみ）、⑥業務実施体制書及び①企画提案書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つの PDF データに合体させたものを提出すること。（会社概要、業務実施体制表、企画提案書の順とすること）

(オ) 提出方法

電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

(5) 企画提案書の内容

本要領「5 企画提案の内容」に基づき提案書を作成すること。

(6) 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(ア) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(イ) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(ウ) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(エ) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(オ) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 審査に関する事項

(ア) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、優先交渉権者（単独随意契約候補者）を選定する。

(イ) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。
本審査で選定された者を優先交渉権者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和3年6月17日（木）（予備日：6月18日（金））※時間は別途通知
大熊町役場本庁舎
※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

② 審査所要時間

説明時間20分、及び質疑応答20分の計40分程度を目安とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。
なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(ウ) 審査基準

評価項目	審査の視点	配点
1. 業務体制		(10)
① 体制・計画	・地域新電力事業を責任を持って推進できる体制となっているか。	5

		・分野ごとに専門性を有する人材を配置しているか。	
②	実績	・再生可能エネルギーの発電事業に関する実績・ノウハウがあるか。 ・電力小売事業に関する実績・ノウハウがあるか。	5
2. 地域新電力事業計画について			(40)
③	地域新電力の目的・役割	・ゼロカーボンビジョンをよく理解しているか。 ・ビジョンの実現と復興の推進の中で期待される地域新電力への役割について十分に検討した上で、事業構想を描けているか。 ・様々な形態がある新電力会社の中でも、大熊町に適した地域新電力の事業スキームを具体的に検討し、当面の事業スケジュールを計画的に立案できているか。	5
④	地域社会との関わり	・地域社会に地域新電力が溶け込んで貢献していくために、どのような形で地域と関わっていくか、具体的に提案できているか。	5
⑤	電力小売事業	・昨今の JEPX のスポット市場の高騰の背景や原因、今後の市況への見通しを踏まえて、対応策を検討しているか。 ・大熊町で電力小売事業を行うに当たって、顧客先や調達元について具体的な見通しを有しているか。	5
⑥	需給一体型再エネ事業	・需給一体型再エネ事業の事業スキームを理解し、大熊町内で実施していくための具体的な見通しを有しているか。	5
⑦	新規再エネ電源開発事業	・新規で開発する再エネ電源について、再エネ種別、場所、規模等について具体的な見通しを有しているか。	5
⑧	地域ビジネス事業	・地域ビジネス事業の構想について具体的に提示しているか。 ・大熊町の特徴や行政、地域住民との連携を視野に入れて継続的な地域活性化の手法について検討できているか。	5
⑨	事業全体	・地域新電力が行う各事業が相互に連携し全体として良い循環が生まれるよう戦略が練られているか。特に、小売事業の安定化とその他の事業の関係について考察できているか。	5
⑩	地域理解	・自らの経験や地元企業が果たす役割について触れながら、大熊町に根を下ろして事業を行う覚悟を有しているか。 ・大熊町の特異性や厳しさを逆手にとって、独自性を有する地域新電力を立ち上げる発想力を有しているか。	5
合計点			(50)

(エ) 評価方法

審査項目毎に1～5の評価点を付し、各委員の評価点を合計し総合点数を算出する。

点数	評価
5	優れている

4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

6 事業パートナー選定後の手続き等

(1) 協定

事業パートナーの選定後は、町と協議を行い合意に至った場合、町とパートナー事業者との間で、地域新電力事業の実施に関する包括連携協定を締結する予定である。

(2) 委託業務契約の締結

事業パートナーの選定後、地域新電力事業の具体化に向けた事業計画策定に関する委託業務を実施する。なお、本業務については、町において国の補助事業に応募し採択されれば当該補助事業に基づき進めることを想定している。

(ア) 委託業務の内容

- ①対象業務 大熊町地域新電力事業計画策定業務委託
- ②仕様 別紙「大熊町地域新電力事業計画策定業務委託仕様書」のとおり
- ③委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和3年12月31日までの期間
- ④委託費の上限

金 15,400,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(イ) 仕様書の協議等

選定した優先交渉権者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(ウ) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7597

メールアドレス zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp